

平成24年度

法務省事前評価実施結果報告書

平成24年10月

法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第6条第1項の規定により作成した法務省政策評価に関する基本計画(平成23年8月26日法務大臣決定)に基づき、本年度実施した事前評価の結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、政策評価懇談会委員の意見等を参考とした。

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成24年度事前評価実施結果報告書	
	(1) 法務に関する調査研究	
	性犯罪に関する総合的研究	5
	(性犯罪に関する総合的研究：事前評価結果表)	
	非行少年の保護者に関する研究	10
	(非行少年の保護者に関する研究：事前評価結果表)	
	(参考資料)	
	研究評価検討委員会における評価基準	16
	(2) 施設の整備	
	奈良法務総合庁舎新営工事	23
	(奈良法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
	松江法務総合庁舎新営工事	34
	(松江法務総合庁舎新営工事事業評価資料)	
	(参考資料)	
	法務省大臣官房施設課における事業評価システム	45

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため，法教育の推進を図る。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **法務に関する調査研究**（内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法
制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

- 4 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人
及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に
法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行
われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

- 5 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及
び円滑な社会復帰を図る。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の
向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の生活条件を含めた収容
環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容
者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰
を図る。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（民間委託等を実施することにより、高率
収容等に伴う職員の業務負担の軽減を図り、かつ、矯正処遇の充実を図る。）

- 6 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図る
とともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図
るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社
会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。）

- 7 **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破壊的
団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調
査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

- (1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破
壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制
に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 **団体の規制処分の適正な審査・決定**（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) **団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 **国民の財産や身分関係の保護**（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) **登記事務の適正円滑な処理**（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) **債権管理回収業の審査監督**（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 **人権の擁護**（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) **人権の擁護**（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 **国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) **国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

12 **出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

(1) **出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 **法務行政における国際化対応・国際協力**（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行，透明性の確保，人的物的体制の整備確立等を通じて，法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし，その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により，十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性，行政サービスの向上を図るため，法務行政手続の情報化を推進するとともに，法務省で運用する情報システムについて，政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り，業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため，職員の多様性を確保し，能力の開発・向上を図る。）

平成24年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	法務に関する調査研究（性犯罪に関する総合的研究）		
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究（I-3-1）		
施策の基本目標	内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。		
政策評価実施時期	平成24年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

性犯罪は、国民が身近に不安を感じる社会的関心の高い犯罪の一つであり、性犯罪者の再犯状況等に関する実態の解明、再犯防止のための取組の充実を求める声は高い。こうした中、平成16年に、強姦罪の法定刑が引き上げられ、平成18年度から、法務省における性犯罪者の再犯防止対策の一環として、性犯罪者に対する処遇プログラム（刑事施設における「性犯罪再犯防止指導」及び保護観察所における「性犯罪処遇プログラム」）が開始されるなど、様々な取組がなされている。

しかしながら、性犯罪者の再犯に対する危惧・懸念は解消せず、なおもその対策の充実を求める国民の声は根強い。平成20年、内閣府による犯罪対策閣僚会議の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」の中においても、「犯罪者を生まない社会の構築」を目指すため、刑事施設及び保護観察所において、性犯罪者等の個々の問題性に応じた処遇プログラムの開発・実施を行い、その効果を検証して処遇の充実を図ることが掲げられている。同じく、同会議の、「犯罪から子どもを守るための対策」（平成22年12月14日改定）で性犯罪者の処遇の充実強化が掲げられているほか、「男女共同参画基本計画」でも性犯罪への対策の推進が掲げられている。「再犯防止に向けた総合対策」においても、性犯罪者に対する指導及び支援は再犯防止のための重点施策の一つとされており、また、再犯防止対策を推進するため、再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究を実施することが求められている。

これまでの性犯罪に関する研究により、性犯罪においては、通常犯罪におけるリスク要因が当てはまりにくいことが明らかになったが、その一方で、我が国の性犯罪において、リスク要因の有無（類型別のものを含む。）及びその内容等については、未だ明らかにされていない。他方、我が国においては、近年、性犯罪者に対する処遇プログラムの運用が開始されており、その充実強化を図るためには、性犯罪の実態、処遇について幅広い研究を行い、プログラムに対する正の効果を有する群の特定や、効果を促進する補助因子の特定等を探ることが重要である。これまで、性犯罪に関する実証的・包括的な研究が行われていないことを踏まえると、早急に性犯罪に関する実証的・包括的な研究を行うことにより、性犯罪の実態を分析し、性犯罪者の処遇策の効果等を明らかにすることが必要であると考えられる。

また、諸外国における性犯罪対策については、研究部報告38において調査を行ったところであるが、その後も、この分野における各国の対策は、罰則の強化・刑事罰の拡大、刑罰の執行段階における処遇施策の充実強化、刑罰執行後の措置等の様々な施策が展開されており、これらの最新の知見を収集することは、今後の我が国の性犯罪対策の参考とするために有益であると考えられる。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は「性犯罪の実態を分析し、性犯罪者の処遇その他の性犯罪対策の効果・問題点等を明らかにすることにより、性犯罪者の再犯防止のための効果的な施策のために有益であり、また後続の調査にも資する資料を提供すること」とし、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準（研究評価検討委員会における評価基準）に従って70点満点中56点以上の評価を得ることを目標とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成25年度から平成26年度までの2か年

イ 研究内容

(7) 性犯罪の動向

警察統計、検察統計、矯正統計、保護統計、犯罪被害実態調査結果等を用いて、性犯罪の発生状況（認知件数と暗数、発生場所、被害者と被疑者の関係、共犯関係、性犯罪者の属性等）及び処遇状況（起訴・裁判結果、刑事施設での処遇状況や出所状況、保護観察所における処遇状況等）を取りまとめる。

(4) 性犯罪者の実態調査

一定期間を区切って性犯罪により懲役刑の有罪判決を受けた者の全て（執行猶予の有無を問わない。）を調査対象とした実態調査を行う。調査に用いる資料は、判決及び刑事確定記録とする。期間については、刑事確定記録の保存期限を踏まえて、可能な限りさかのぼった時期とする。

実態調査に当たっては、性犯罪者の属性、性犯罪の動機、手口、被害内容、その裁判動向等の性犯罪の実態を把握し、海外における知見、我が国の専門家の知見等を踏まえて、性犯罪者のリスク要因を分析するとともに、既存の統計で把握できない性犯罪に関する動向分析を行う。

(5) 性犯罪者の処遇に関する実態調査

刑事施設、保護観察所において、我が国の性犯罪者の処遇に関する実地調査を行い、処遇プログラムを活用した処遇の実態及び課題を明らかにする。なお、必要に応じ、性犯罪者対策、性犯罪者の処遇に関する海外の最新の知見を収集する。

上記(4)の対象者について、刑事施設及び保護観察における状況（規律違反、面会その他の処遇状況、処遇プログラム受講の有無やその内容等）及び刑事施設における各種データ（心理検査結果、性的な嗜好・行動等）を調査し、その特質を、上記(4)の結果を利用しつつ分析する。

(6) 性犯罪者の成り行き調査

上記(4)の対象者について、その後の再犯状況及び再犯内容を調査し、上記(4)及び(5)の調査結果を利用して分析する。なお、かかる成り行き調査は、持続的に行うことが望ましいことから、その調査分析については、本研究から一定期間をおいた時点での追跡調査を行い得るようなものとする。

(7) 成果物の取りまとめ

上記(7)から(6)を総合して、性犯罪及び性犯罪に対する処遇の実態等を明らかにし、その犯罪抑止に関する課題と展望を取りまとめて、法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名計11名により構成）において、本研究の上記目的の是非及び達成の見込みについて検証した上、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

4. 評価の内容

本研究について、平成24年4月27日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別添のとおりである。）。

（必要性の評価項目）

再犯防止、とりわけ性犯罪者の再犯防止は、法務省の重要施策であり、その施策の検討に資する基礎資料を提供することを目的とする本研究は、実施の必要性が極めて高く、国民の関心・要望の高さを踏まえ、早期に実施すべきテーマである。また、本研究は、性犯罪者に関する各種データに基づいて行う実証的研究であるから、法務総研以外においては行うことが著しく困難である。以上をまとめると、必要性の評点は30点中30点である。

（効率性の評価項目）

性犯罪により有罪となった者を広く対象として十分な統計データを確保できることから、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。研究の手法等は、特に目新しい手法ではないものの、一般的・標準的な分析手法によることが予定されており、適切なものとなる見込みであり、特別な支出を要しないものであって、費用対効果の観点からも十分に合理的なものとなる見込みである。以上をまとめると、効率性の評点は30点中27点である。

（有効性の評価項目）

本研究は、性犯罪に関する実証的・包括的研究として従来にない研究であり、性犯罪者の実態、その処遇の効果を明らかにするものであるから、性犯罪対策、性犯罪者処遇の在り方の検討等に大いに利用されることが見込まれ、有効性の評点は10点中10点である。

（総合評価）

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、評点の合計点は70点中67点であったことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

（1）実施時期

平成24年9月12日～25日

（2）実施方法

持ち回り審議

（3）意見及び反映内容の概要

〔意見〕

「課題・ニーズ」に記載されている「犯罪から子どもを守るための対策」について、出典が不明である。

〔反映内容〕

出典が明らかとなるように記載内容を追記した。

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)
第2-2 刑務所出所者等の再犯防止

① 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化

刑事施設において、薬物・アルコール依存者、性犯罪者、交通事犯者、高齢者等受刑者の問題性に応じた科学的・体系的な処遇プログラムの開発・実施を行い、指導効果を検証して、改善指導の内容の充実及び指導機会の拡充を図るとともに、諸外国に比べ際立っている刑事施設職員一人当たりの被収容者数について、過剰収容

問題が生じ始めた平成12年度の水準まで軽減することを目指すなど、受刑者の改善更生・再犯防止に向けた指導体制を強化する。また、少年鑑別所・少年院においては、再非行リスクに着目した新たな調査方式を開発し、資質鑑別の向上を図るとともに、その結果から得られた再非行リスクを低減させるために、生活指導を中心とした矯正教育の充実・強化を図る。

⑧ 保護観察における処遇の充実強化

処遇に特段の配慮を要する保護観察対象者に対する保護観察官の直接処遇の実施や直接的関与の強化及び保護観察における特定の犯罪傾向の改善を目的とする各種処遇プログラムの充実により、再犯防止対策を推進する。また、保護観察対象少年について、家庭環境や交友関係等の問題の改善に向けた処遇を行うことを検討する。

○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）

第1-3-(2) 国民の関心の高い性犯罪

平成19年度版犯罪白書によると、70万人初犯者・再犯者混合犯歴のうち、1犯目と同種再犯を犯した者の割合は、性犯罪では5%となっており、覚せい剤取締法違反や窃盗の29%、傷害・暴行の21%等に比べて相当低くなっているが、他方、性犯罪を多数回繰り返す者が一定数存在しており、その多くが若年時に初犯を犯している。

このため、薬物事犯と同様に、受刑者等の再犯リスクに応じた専門的処遇プログラムを実施するとともに、関係省庁の連携の下で、再犯リスクの特に高い者に対する更に効果的な施策を検討する必要がある。

第3-1-(5) 性犯罪者に対する指導及び支援

性犯罪者に対しては、関係機関の情報連携や実証研究に基づく評価手法等を通じて、個々の再犯リスクを適切に把握し、刑務所等収容中から出所等後まで一貫性のある性犯罪者処遇プログラムや子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者に対する所在確認・面談等により、効果的な指導・支援を実施する。

特に、小児を対象とした性犯罪者、性犯罪又は性犯罪と密接な関連を有する他の犯罪を累行する者等、性犯罪リスクの高い刑務所出所者等に対する再犯防止対策の在り方については、諸外国の取組事例等も参考とし、新たな対策の検討を行う。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

研究部報告38「諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究－フランス、ドイツ、英国、米国－」（URL：http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00003.html）

事前評価結果表

【性犯罪に関する総合的研究】

	評価項目	評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	本研究は、法務省の重要な施策である再犯防止対策の一環として位置付けられ、具体的には、性犯罪の被害防止、性犯罪者の処遇の充実強化・再犯防止等の法務省の重要施策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高い。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	性犯罪に関し、その実態・処遇状況等を包括的・実証的に明らかにする研究は現時点まで行われておらず、また、研究に用いるデータの性格に照らし、法務総合研究所以外の機関で同様の研究を行うことはできないから、他の研究機関では代替する研究を実施することは著しく困難である。
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点	性犯罪の被害防止、性犯罪者の処遇の充実強化は、国民からも強く望まれ、政府の方針ともなっているところであり、特に、性犯罪者の処遇プログラムについては、その開始後一定期間が経過した現時点で、その効用を増進するための研究を行う必要性が高い。したがって、本研究は早期に実施する必要性が極めて高いテーマである。
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	調査対象となる性犯罪の刑事事件記録は、記録の保存期間を踏まえつつ、もっとも古い時期のものとする、その対象は、刑の種類を問わず、一定期間の全ての性犯罪で有罪となった者とする、処遇については、刑事施設内の処遇、保護観察による処遇のいずれをも対象とすること、その調査対象者数は、調査研究にあたって十分な数量を確保できることから、調査対象の設定は、研究の趣旨・目的に照らし非常に適切なものとなる見込みである。
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	本研究は、検察官、刑務官、少年院教官、保護観察官等として、性犯罪者の処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームで実施し、研究で用いるデータは、刑事事件記録、刑事施設又は保護観察所が有する記録等の公的な記録に基づくものであって、信頼性があり、また、その分析も統計学的に妥当な方法で行い得るから、適切な実施体制、手法であると見込まれる。
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	研究に用いるデータの入手方法は、法務省機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、特別な追加的費用を要しないことを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものとなる見込みである。
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	本研究は、実証的・包括的に性犯罪の実態を明らかにし、性犯罪者の処遇等の現状とその課題を分析するものであって、従来にない研究であり、そのテーマの重要性を踏まえると、法務省における性犯罪対策、性犯罪者の処遇に関する検討や法務省以外の大学の研究等に大いに利用される見込みである。

評点合計： 67点

平成24年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	法務に関する調査研究（非行少年の保護者に関する研究）		
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 （I-3-(1)）		
施策の基本目標	内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。		
政策評価実施時期	平成24年8月	担当部局名	法務総合研究所総務企画部 企画課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

これまでの犯罪白書等により、再犯防止対策としては、可塑性に富む少年・若年者に対する取組が重要であることが明らかとなっており、「再犯防止に向けた総合対策」においても同様の考えが示されている。

ところで、平成23年版犯罪白書によれば、非行少年・若年犯罪者（以下「非行少年等」という。）のおおむね7割の者が、犯罪を思いとどまる心のブレーキとして家族を挙げており、また、少年院在院中の親族との面会状況や出院後の保護者等との安定した生活の継続の有無がその後の刑事処分の状況に影響している傾向が認められた。同白書により明らかになったとおり、非行少年等の再非行・再犯を抑止するためには、非行少年等と家族の間に信頼関係を構築し、良好な関わりを保つことが重要である。

他方で、同白書は、具体的な事例を挙げながら、少年の非行や若年者の犯罪の要因に家庭環境が関連していることも明らかにしており、少年らの保護者等による児童虐待、過干渉及び放任、家族構成員の精神障害等など、様々な家庭内における問題点が、少年らの発達に大きな影響を与え、非行や犯罪のリスク要因であるとしている。

さらに、再非行という観点からみると、非行少年の再非行を抑止するためには、保護者等による更生の支援や適切な監護が重要であるにもかかわらず、現実には、少年らと保護者等との家族関係の不安定さや、保護者の監護力が低下している場合などが見受けられ、保護者等による更生の支援や再非行の抑止機能を期待できないことが少なくない。かえって、少年の非行により、新たな家庭内の問題（例えば、養育に関する保護者の自信喪失、他者からの非難に伴う社会的な孤立、転居・転職等を余儀なくされることによる経済的な困窮等）が生じ、非行以前よりも家庭の状況が悪化している場合も見受けられる。このような場合、非行少年が社会復帰を目指して少年院等で矯正教育を受けたとしても、家庭内の問題のために、その効果が減殺されてしまうおそれも少なくない。

このように、同白書の分析等を踏まえると、非行少年の再非行を抑止するためには、保護者等による少年の支援、監護機能を向上させ、家庭内の問題を解消することが必要であると考えられる。

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」でも、少年の保護者に対する各種支援の実施が掲げられ、「少年矯正を考える有識者会議提言」においても、非行少年の保護者との連携の強化が提言されているところである。さらに、「再犯防止に向けた総合対策」においても、再非行のための重点施策の一つとして、家族等による監督・監護の強化等が挙げられている。

以上のとおり、非行少年の保護者に対する働き掛け、支援は、再犯防止対策としての少年に対する指導・支援の一環として重要な意義を持っている。しかしながら、その働き掛け、支援の在り方は、非行少年の保護者の実態に即したものでなければならないと

ころ、その点に焦点を当てた調査はこれまで十分に行われていない。そこで、非行少年の保護者に対する適切な働き掛けや支援の在り方を探るべく、非行少年の保護者の現状と抱えている問題点等を的確に把握することが求められている。

(2) 目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「非行少年の保護者の実態を明らかにするとともに、必要な支援内容を把握することによって、少年院等による保護者への働きかけの在り方を検討するための基礎資料を提供すること」とし、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準（研究評価検討委員会における評価基準）に従って70点満点中56点以上の評価を得ることを目標とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成25年度 1 か年

イ 研究内容

(7) 調査の概要

一定期間に全国の少年院を仮退院する少年を対象とし、当該少年の少年院仮退院時及び保護観察開始後6か月経過時において、以下のとおり質問票調査を実施し、少年と保護者との関係、家庭の状況等について調査を行う。

さらに、少年記録等を活用して、少年と保護者の実態と問題点、処遇上の課題等を調査し、質問票調査の結果と合わせ、分析を行う。

(4) 少年院出院者の調査

少年院仮退院者に対して、質問票調査（2回）を実施し、仮退院時に、保護者との関係、家庭内の状況、保護者に対する意識等を明らかにするとともに、保護観察期間6か月経過後に、少年院出院後の保護者との関係、家庭内の状況、保護者に対する意識等の変化を調査する。

(5) 少年院在院者の保護者の実態調査

(4)の対象となった少年の保護者に対して、少年の仮退院時に、質問票調査を実施し、養育態度、非行原因、家庭内の問題、被害者に対する意識、矯正教育や保護観察に対する要望や評価、少年院入院後の家庭の状況・意識の変化等を調査する。

(6) 保護司調査

(4)の対象となった少年の担当保護司に対して、保護観察開始後6か月時に、質問票調査を実施し、少年院出院後の少年と保護者との関係、保護者の状況等を調査する。

(8) 成果物の取りまとめ

上記を総合して、非行少年等とその保護者の現状と抱えている問題等を明らかにし、関係改善や監護機能を向上させるための効果的な働き掛けに関する課題と展望を取りまとめて、法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名計11名により構成）において、本研究の上記目的の是非及び達成の見込みについて検証した上、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

4. 評価の内容

本研究について、平成24年4月27日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別添のとおりである。）。

(必要性の評価項目)

本研究は、再犯防止全般において重要な位置を占める非行少年の再非行防止対策を強化するための保護者との連携強化に関わるものであって、再非行少年率が高い現状をも踏まえ、法務省の重要施策と密接に関連し、実施の必要性が極めて高く、かつ、早期に実施する必要性が高いテーマである。また、本研究は、全国の非行少年とその保護者等に関する実証的研究であって、法務総合研究所以外において代替する研究を行うことは著しく困難である。以上をまとめると、必要性の評点は30点中30点である。

(効率性の評価項目)

非行少年とその保護者等を広く対象とし、質問票調査及び公的記録により必要な統計データを確保できることから、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。研究の手法等は、信頼性のあるデータを収集し、統計的に適切な分析手法によることが予定されており、適切なものとなる見込みである。さらに、研究をより充実させるために研究期間・調査時期を増やすことが考えられるが、より費用を要することとなり、本研究では、特別な支出を要しない範囲で計画されており、費用対効果の観点からも十分に合理的なものとなる見込みである。以上をまとめると、効率性の評点は30点中24点である。

(有効性の評価項目)

本研究は、これまで必ずしも明らかではなかった非行少年の保護者の実態等について調査するものであり、非行少年の保護者との連携を強化した処遇を行う上で重要なものであるから、少年院、保護観察所等における保護者に対する働き掛け、支援等の在り方の検討に大いに利用されることが見込まれ、有効性の評点は10点中10点である。

(総合評価)

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性のいずれの観点からも高く評価され、評点の合計点は70点中64点であったことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成24年9月12日～25日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

意見なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○子ども・若者ビジョン（平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定）

第2-2-(2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組

非行や犯罪に陥った子ども・若者については、その抱える困難に配慮し、社会の一員として立ち直ることができるよう支援します。子ども・若者本人だけでなく、家族に対する支援も行います。

第3-2-(1)-③ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等

「更生保護活動サポートセンター」や「サポートチーム」の活用等により、非行防止と立ち直りのために、少年やその家族等の支援を推進します。

第3-3-(2)

少年院在院者の保護者に対する実効性のある指導・助言を行うなど、適切な措置の充実・強化を図ります。

保護観察に付されている少年の保護者に対して、引受人会を実施するほか、少年の監護に関する責任を自覚させ、監護能力が向上するよう働き掛けを行います。

第4-(1) 子ども・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

子ども・若者育成支援施策の企画・立案，実施に際し客観的で幅広い情報の十分な活用等に資するため，心身の状況，成育環境，非行，社会的自立の状況等に関する子ども・若者やその保護者の実態・意識等について調査研究を推進します。

その際，男女別に実態把握を進めるとともに，子ども・若者の育成支援や課題の解決には幅広い分野の関わりが必要なことを踏まえ，行政分野横断的・学術的・国際的な調査研究の充実を図ります。

○少年矯正を考える有識者会議提言 - 社会に開かれ，信頼の輪に支えられる少年院・鑑別所へ - (平成22年12月7日)

第5-2-(2)-ウ 保護者との連携強化

少年法においては，保護者に付添人選任権（第10条1項），抗告権（第32条）等の権利が付与されるなど，少年の権利・利益の擁護者としての立場が明らかにされている。矯正教育において，保護者は，少年の権利・利益の擁護者であると同時に，少年の立ち直りのために，少年院職員と共に努力する責務を持つ者である（この点は法令等による明確化が望ましい）。少年院は，保護者がこのような両側面を備えた立場にあることを踏まえた上で，少年の円滑な社会復帰を期するために，保護者との緊密な連携を図っていくことが不可欠である。

平成19年の少年院法の一部改正により，少年院長は，矯正教育の実効を上げるため，保護者に対する指導，助言その他の措置をとることができることとなり，これを受け，各処遇現場では保護者に対する措置について様々な実践がなされてきている。今後は，例えば，それらの現場実践を集約し，少年院における保護者に対する措置の標準化を図るなど，その一層の充実に取り組むべきである。

また，少年院に対する保護者の十分な理解と協力を得られるよう，矯正教育等の実施状況に関する情報提供等を積極的に行う必要がある。その際は，例えば，現在運用されている保護者ハンドブックに，不服申立制度を始め保護者が承知しておくべき基本的な情報を確実に盛り込むべきである。保護者との面会時間についても，情報提供や保護関係の調整等のために必要な時間が確保されるよう一層柔軟な運用が行われるべきである。

さらに，少年院が保護者から親としての思いや事情を聞き取って，それらを処遇に反映させていく取組も今後一層大切になってくるものと思われる。なお，保護者から理不尽・不適切な要望が寄せられた場合は，第一線職員が理を尽くした適切な助言・指導を行うべきことはもちろんであり，個々の職員の心理的負担なども考慮し，個ではなく組織として対応できるような体制が構築されるべきである。

このような施設と保護者とのやり取りは，保護者に対し，監護に関する責任を自覚させ，社会復帰後の受け入れ準備を促すものとなる一方，職員に対しては，保護者の視点を踏まえた，一層適正かつ有効な処遇を実施していく動機付けともなり得るであろう。

○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）

第1-2-(1) 早期対策が必要な少年・若年者

少年期から成人後数年間における再犯防止対策の重要性を示しており，他の年齢層と比べて可塑性に富み，社会復帰のための環境も整いやすいことを踏まえ，少年・若年者に焦点を当てた取組を強化する必要がある。

第3-1-(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

少年・若年者及び初入者に対しては，再犯の連鎖に陥ることを早期に食い止めるために，個々の犯罪・非行歴，家庭環境，交友関係，発達上の課題，生活設計等を的確に把握し，これらに応じた指導・支援を集中的に実施する。

また，関係諸機関の連携の下で，刑務所等収容中から出所等後の保護観察までの過程を通じて，家族等からの相談に応じ助言等を行う態勢を強化するなど，家族等による監督・監護の強化や，これを補完する支援者による支援の輪の拡充を図る。

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

研究部報告32「最近の非行少年の特質に関する研究」(URL:http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00018.html)

事前評価結果表

【非行少年の保護者に関する研究】

	評価項目	評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	本研究は、非行少年の保護者の状況等を明らかにすることを目的としており、法務省の重要施策である再犯防止対策に寄与するものである上、少年矯正を考える有識者会議提言に基づいて、保護者と少年院の連携を強化する上でも有益なものとなるから、法務省の重要施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高い。
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点	本研究は、非行少年の保護者調査を全国規模で実施するとともに、少年簿等の記録調査を実施して、非行少年の保護者の実態及び指導・支援の課題等を把握し、それを矯正教育及び保護観察に広く還元しようとするものであり、これと同様の研究は、これまでなく、さらに、他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
	3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。	A	10点	再非行少年率が高い水準にある現状において、非行少年の再非行防止の必要性が高く、さらに、少年矯正を考える有識者会議において、保護者との連携の強化が提言されていることを踏まえると、非行少年の保護者の実態を明らかにし、その支援・働きかけ等の方策の在り方を検討するという本研究のテーマは早期に実施する必要性が高いものである。
効率性	4 研究における調査対象の設定が適切であるか。	B	7点	本研究は、地域・非行名等を問わず、一定期間に少年院を出院した全ての非行少年とその保護者を対象とするものである。少年簿等から正確なデータを入手できること、少年院等を通して対象者への調査が可能であることから、これらの者を調査対象とすることは適切であり、また、その入院者数に照らして、適切な規模の調査対象を抽出することができる。他方、費用は増加するものの、研究をより深めるために少年院入院から保護観察終了までの全期間を追跡するという観点からは、研究期間をより長期なものとするのが望ましい。これらを総合し、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。
	5 研究の実施体制・手法が適切であるか。	B	7点	本研究に用いるデータは、公的記録に基づくもの、及び非行少年とその保護者等に対する質問調査により得られるものであって、十分に信頼性がある。また、その分析も、実務経験がある研究官が専門的知見をもって、正当な統計的手法になじむものであって、適切に行い得る。他方、少年院入院時のデータについては、少年簿等により収集することが予定されているが、研究を深めるために、費用は増加するものの、入院時に非行少年・保護者に質問調査をすることも検討の余地がある。これらを総合すると、研究の趣旨・目的に照らして、実施体制及び手法は適切なものとなる見込みである。
	6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	法務省機関としての利点を生かし、少年院及び保護者の協力を得てデータを収集し、分析も研究官が専門的知見をもって既存のものを用いて行うものであるから、研究手法は、費用対効果の観点から十分に合理的なものとなる見込みである。
有効性	7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。	A	10点	本研究は、少年院、保護観察所において非行少年の保護者と連携した非行少年の処遇の強化に関わるものであって、その重要性は高い一方、これまで、非行少年の保護者の実態等に関する十分な基礎資料が整えられているとはいえないことから、本研究の成果は、法令・施策等の立案・改善等の検討、研究等に大いに利用される見込みである。

評点合計： 64点

参 考 资 料

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用され，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用され，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用され，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

平成24年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（奈良法務総合庁舎新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-14-(2)）		
施策の基本目標	司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により，十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。		
政策評価実施時期	平成24年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

既存施設は昭和47年に建設された建物であり，経年による老朽化に加え，耐震強度が不足している。

また，必要な諸室を整備するには，面積不足であり，さらに，機能不備等により，来庁者への対応に支障が生じており，行政事務の円滑な遂行に支障を来たしている。

(2) 目的・目標

必要な法務総合庁舎を整備し，業務効率の改善及び利用者へのサービス向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：奈良県奈良市登大路町1番地の1

事業時期：平成25年度から

延べ面積：7,471㎡

入居庁：奈良地方検察庁
奈良保護観察所

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

(1) 事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること（30ページ参照）。

事業計画の必要性：103点

・既存庁舎は面積が不十分な上，建物の耐震強度が不足している。

(2) 事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（31ページ参照）。

事業計画の合理性：100点

・同等の性能を確保できる他の案^{*1}との経済比較（コスト比較）を行った際に，事業案の方が経済的である。

事業案の総費用：約37億円

他の案の総費用：約38億円

(3) 基本機能（B1）が基準レベル以上であり，付加機能（B2）が適切に反映されていること。

ア 基本機能（B1）^{*2}（32ページ参照）：133点

・現予定地での新営整備は，周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能（B2）（33ページ参照）の評価^{*3}において，特に充実した取組（A評価^{*4}）及び充実した取組（B評価^{*5}）が計画されており，付加機能が適切に反映されてい

ると評価できる。

(ア) A評価の内訳（1項目）

①人権（被疑者等に対して外部からの視線が届かないようにするなどの対策並びに被疑者及び犯罪被害者等と一般来庁者との分離）に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B評価の内訳（3項目）

①環境保全性（照明制御装置，屋上緑化），②防災性（電気室をグラウンドレベルより高めまたは2階以上に設置）及び③保安性（監視カメラ対応）に対して充実した取組が計画されている。

(ウ) C評価の内訳（3項目）

①地域性，②ユニバーサルデザイン及び③耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている。

以上（1），（2）及び（3）より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成24年9月12日～25日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

意見なし

6. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

既存施設に不足している人員換算面積を増築し、既存庁舎を耐震改修して維持修繕しながら使い続ける案であり、既存庁舎の耐震改修費用、維持修繕費用、増築費用及びその他のコスト等を積み上げたもの

*2 「基本機能（B 1）」

基本機能（B 1）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能（B 2）の評価」

事業評価の効果（B 2）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月25日付け建設省告示第2379号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C評価）とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A評価」

B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

*5 「B評価」

C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

奈良法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例



行政施設, 交通施設, 現状施設

〔裁判所〕

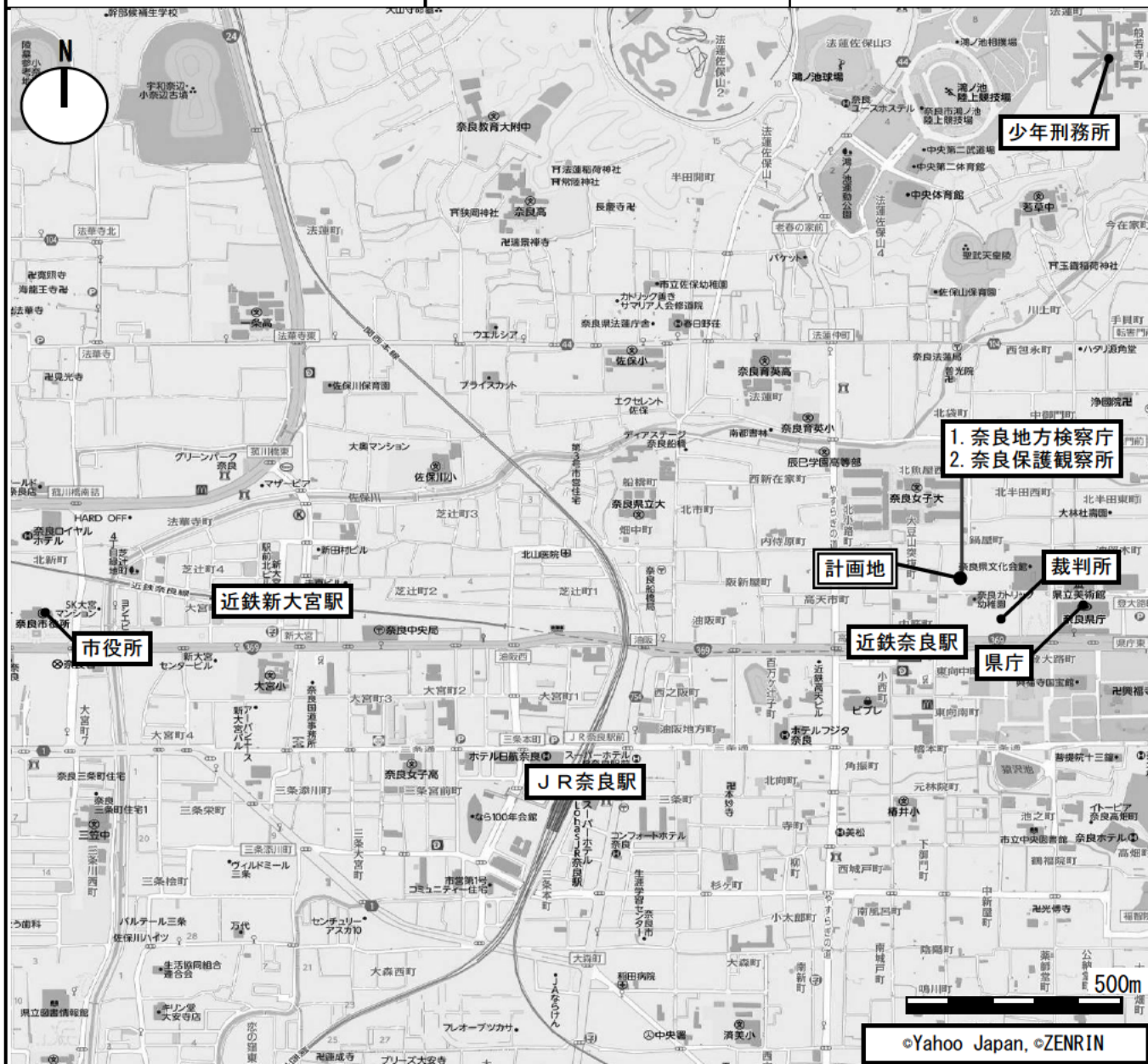
施設名: 奈良地方裁判所

移動距離: 0.2km

〔拘置所等〕

施設名: 奈良少年刑務所

移動距離: 2.6km



官署No.	官署名称	アプローチ	
		〔電車〕	〔バス〕
1	奈良地方検察庁	近鉄奈良駅より徒歩約3分	
3	奈良保護観察所	同上	
(計画地)	奈良法務総合庁舎	同上	

2 整備方針

○ 検察庁

目的	方針
来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	○ 情報提供スペース、情報公開窓口の充実 ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保
	○ バリアフリー化 ・ 障害者、高齢者、女性及び子供のための機能の充実
	○ 駐車場の充実 ・ 必要駐車台数の確保 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
犯罪被害者等への配慮	○ 犯罪被害者等への配慮 ・ 犯罪被害者等のためのカウンセリング室の設置 ・ 専用待合室の設置 ・ 犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
検察業務の質的・量的変化への対応 業務効率、検察官支援機能の充実	○ 調室機能の充実 ・ 調室の面積不足の解消 ・ 調室の増加 ・ プライバシーの確保（遮音性等の確保）
	○ 付随機能等の充実 ・ 各待合室及び控室の充実（通訳人控室等） ・ 調室補助機能の充実 ・ 被疑者等専用待合室の充実
	○ 窓口機能の充実 ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
	○ 保管機能の充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室のスペースの充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティーの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
防犯性の向上	○ 被疑者等専用経路及び待合室等の充実 ・ 被疑者等専用経路の確保 ・ 被疑者等専用待合室の確保

○ 保護観察所		
目的	方針	
保護観察業務の質的・量的変化への対応	来庁者対応機能の充実	○待合機能，情報提供機能の充実 ・待合のためのスペース確保 ・情報公開，情報提供スペースの確保
		○バリアフリー化 ・障害者，高齢者，女性及び子供のための機能充実
		○駐車場の充実 ・必要駐車台数の確保
	犯罪被害者等への配慮	○犯罪被害者等への配慮 ・犯罪被害者等相談室の設置 ・専用待合室の設置 ・犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・保護観察対象者との区域分離
	保護観察官，社会復帰調整官支援機能の充実	○面接，調査機能の充実 ・面接，調査室の面積不足解消 ・面接，調査室の増加 ・プライバシーの確保（遮音性等の確保）
		○医療観察機能の充実 ・生活指導室の設置
		○付随機能等の充実 ・各待合室等の充実 ・集団処遇室の設置

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評点					備考	評点	
		100	90	80	70	60			50
老朽	木造	保安度2,500以下 現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3,000以下	3,500以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	80
	非木造	面積率0.5以下	60%以下 左	同左	同左	同左	同左		
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	9
	立退要求がある場合	借用期限が切れ即立退が必要なもの				期限付き立退要求のもの			
借用返還	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	
分散	周囲が区画整理等施行済中で早く立退かないと妨害となるもの								
	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地								
都市計画の関係	地域制上の不適				都市計画的に著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
	位置の不適								
立地条件の不良	位置の不適								
	地盤の不良								
施設の不適	必要施設の不適								
	採光、換気不良								
法令等	法令等に基づく整備								
	法令等								
加算点(法務総合庁舎計画等)								10	
合計								103	

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点
		1.1	1	0.9	0.8	
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借借可能なもの		建設までの用地取得計画が不明確	0.5
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツクコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能	都市計画等と整合しない	1.0
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	1.0
	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		規模と業務内容等との関連が不明確	1.0
構造	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある		1.0
	単独行舎、総合庁舎としての整備条件		単独行舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	1.0
	総合庁舎としての整備条件		総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能等が満足される計画である	適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)						133

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている

平成24年度事前評価実施結果報告書

1. 施策名等

施策名	施設の整備（松江法務総合庁舎新営工事）		
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （VII-14-(2)）		
施策の基本目標	司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により，十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。		
政策評価実施時期	平成24年8月	担当部局名	大臣官房施設課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

既存施設は昭和46年に建設された建物であり，経年による老朽化に加え，耐震強度が不足している。

また，法務局の統合受入れ等による職員の増加やOA機器等の増加により，著しい面積不足になっており，行政事務の円滑な遂行に支障を来している。

(2) 目的・目標

必要な法務総合庁舎を整備し，業務効率の改善及び利用者へのサービス向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：島根県松江市母衣町50

事業時期：平成25年度から

延べ面積：8,679㎡

入居庁：松江地方検察庁
広島高等検察庁松江支部
松江地方法務局

3. 評価手法等

「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」のとおりである。

4. 評価の内容

(1) 事業計画の必要性に関する評点が100点以上であること（41ページ参照）。

事業計画の必要性：108点

・既存庁舎は面積が不十分な上，建物の耐震強度が不足している。

(2) 事業計画の合理性に関する評点が100点以上であること（42ページ参照）。

事業計画の合理性：100点

・同等の性能を確保できる他の案^{*1}との経済比較（コスト比較）を行った際に，事業案の方が経済的である。

事業案の総費用：約43億円

他の案の総費用：約45億円

(3) 基本機能（B1）が基準レベル以上であり，付加機能（B2）が適切に反映されていること。

ア 基本機能（B1）^{*2}（43ページ参照）：133点

・現予定地での新営整備は，周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

イ 付加機能（B2）（44ページ参照）の評価^{*3}において，特に充実した取組（A評価^{*4}）

及び充実した取組（B評価*5）が計画されており、付加機能が適切に反映されていると評価できる。

(ア) A評価の内訳（1項目）

①人権（被疑者等に対して外部からの視線が届かないようにするなどの対策並びに被疑者及び犯罪被害者等と一般来庁者との分離）に対して特に充実した取組が計画されている。

(イ) B評価の内訳（3項目）

①環境保全性（照明制御装置，屋上緑化），②防災性（電気室をグラウンドレベルより高めまたは2階以上に設置）及び③保安性（監視カメラ対応）に対して充実した取組が計画されている。

(ウ) C評価の内訳（3項目）

①地域性，②ユニバーサルデザイン及び③耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている。

以上（1），（2）及び（3）より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。

5. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成24年9月12日～25日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

意見なし

6. 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

7. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

8. 備考

*1 「他の案」

既存施設に不足している人員換算面積を増築し、既存庁舎を耐震改修して維持修繕しながら使い続ける案であり、既存庁舎の耐震改修費用、維持修繕費用、増築費用及びその他のコスト等を積み上げたもの

*2 「基本機能（B 1）」

基本機能（B 1）が基準レベル（100点）以上のものを効果のある事業計画とする。

*3 「付加機能（B 2）の評価」

事業評価の効果（B 2）に関する評価指標は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月15日付け建設省告示第2379号）」を満たしているものを「一般的な取組が計画されている」（C評価）とし、これに付加して更なる取組を行っているものについて評価するものである。なお、官庁施設の計画では、同基準に定める社会性、環境保全性、機能性及び経済性についての基準を満たすことが必要とされている。

*4 「A評価」


B評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

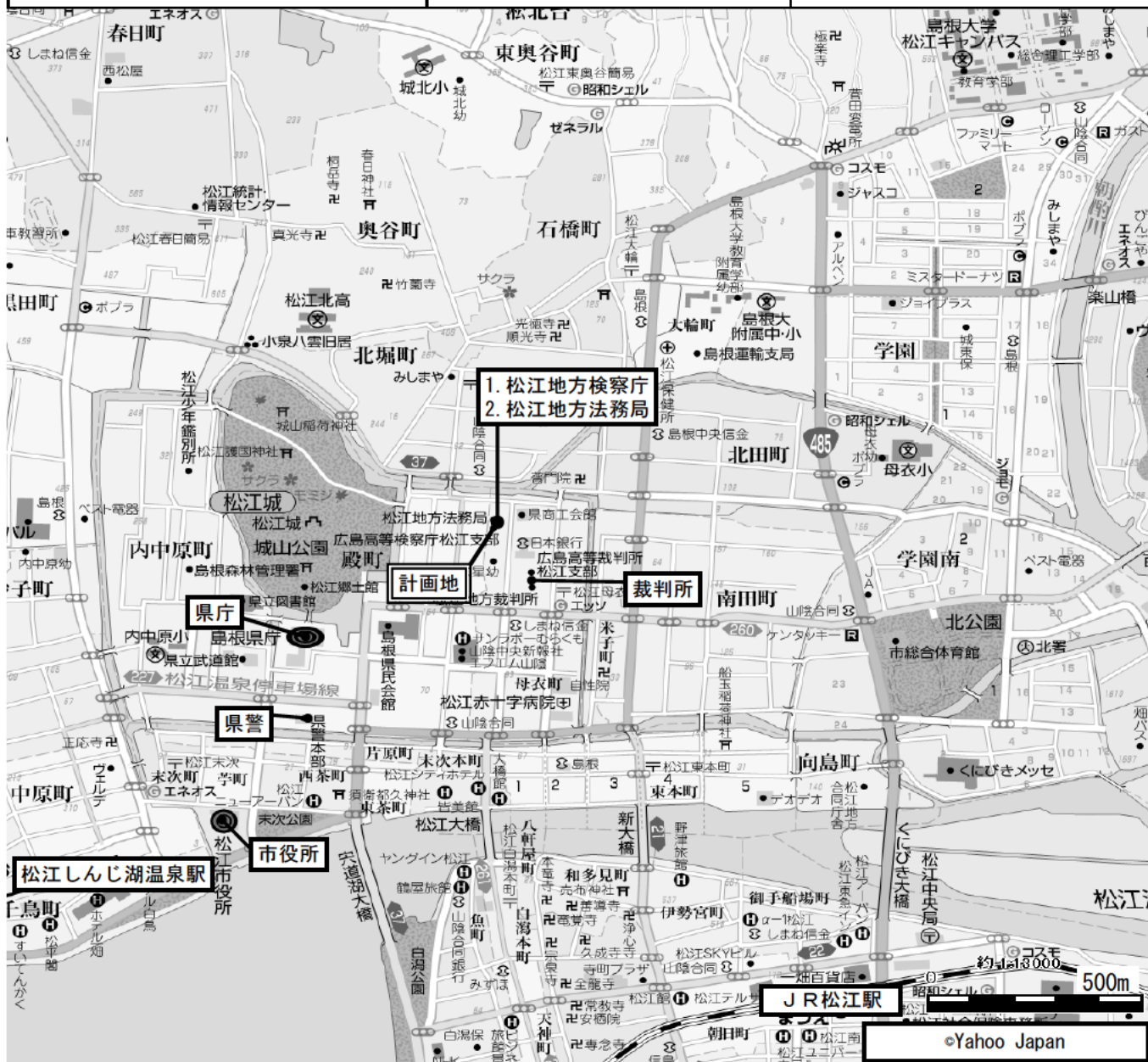
*5 「B評価」

C評価に加えた取組が計画されていると評価される場合

松江法務総合庁舎新営工事
事業評価資料

1 計画地周辺状況

凡例		
 行政施設, 交通施設, 現状施設	〔裁判所〕	〔拘置所等〕
	施設名： 松江地方裁判所 移動距離： 0.3km	施設名： 松江刑務所 移動距離： 3.1km



官署No.	官署名称	アプローチ	
		〔電車〕	〔バス〕
1	松江地方検察庁	J R松江駅より徒歩約26分	県民会館前より徒歩約8分
2	松江地方法務局	同上	同上
(計画地)	松江法務総合庁舎	同上	同上

2 整備方針

○ 検察庁

目的	方針
来庁者対応機能の充実 検察業務への理解	○ 情報提供スペース、情報公開窓口の充実 ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保
	○ バリアフリー化 ・ 障害者、高齢者、女性及び子供のための機能の充実
	○ 駐車場の充実 ・ 必要駐車台数の確保 ・ 外部からの視線が届かない降車場の設置
犯罪被害者等への配慮	○ 犯罪被害者等への配慮 ・ 犯罪被害者等のためのカウンセリング室の設置 ・ 専用待合室の設置 ・ 犯罪被害者等の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない経路計画
検察業務の質的・量的変化への対応 業務効率、検察官支援機能の充実	○ 調室機能の充実 ・ 調室の面積不足の解消 ・ 調室の増加 ・ プライバシーの確保（遮音性等の確保）
	○ 付随機能等の充実 ・ 各待合室及び控室の充実（通訳人控室等） ・ 調室補助機能の充実 ・ 被疑者等専用待合室の充実
	○ 窓口機能の充実 ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実
	○ 保管機能の充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室のスペースの充実 ・ 証拠品庫、記録保管庫及び資料室の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティーの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）
防犯性の向上	○ 被疑者等専用経路及び待合室等の充実 ・ 被疑者等専用経路の確保 ・ 被疑者等専用待合室の確保

○ 法務局		
目的	方針	
行政サービスの向上	来庁者対応機能の充実	○ 待合機能・情報提供機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・待合のためのスペースの確保 ・リフレッシュスペースの確保（自動販売機、ベンチ等） ・情報公開，情報提供スペースの確保
		○ 相談機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・相談室の充実（面積不足の解消等） ・プライバシーの確保
		○ バリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者，高齢者，女性及び子供のための機能の充実 ・来庁者用経路の明確化(案内表示等のサイン計画の改善)
		○ 駐車場の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数の確保
	業務処理機能の充実	○ 登記窓口・事務室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・事務室の面積不足の解消 ・セキュリティーの確保
		○ 各領域の明確な区分 <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧スペースの充実 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		○ 閲覧機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧機能の充実 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		○ 会議室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議に対応できるスペースの確保
		○ 書庫充実 <ul style="list-style-type: none"> ・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保 ・スペースの有効活用への配慮 ・保管機能の充実 (空調設備等の設置)(防災安全性の確保) (保安安全性の確保)

事業計画の必要性に関する評価指標

● 建替等の場合

計画理由	内容	評点					備考	評点	
		100	90	80	70	60			50
老朽	木造	保安度2.500以下 現存率50%以下又は経年被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	3.000以下 60%以下 同左	3.500以下 70%以下 同左	4.000以下 80%以下 同左	4.500以下	6.000以下	災害危険地域又は緊急条件の場合、極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	90
	非木造	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	4
狭あい (面積不足)	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	4
	立退要求がある場合	借用期限が切れ即立退が必要なもの	借用期限が切れないと立退が必要なもの	緊急に返還すべきもの	期限付き立退要求のもの	なるべく速やかに返還すべきもの	なるべく速やかに返還すべきもの		
借用返還	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合								
	事務能率低下、連絡困難								
分散	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの								
	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの	区画整理等があるもの(年度別決定済)	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの	2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの	同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	地域制上の不適								
	位置の不適								
立地条件の不良	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの	位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が困難なもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの	施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの	施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。	4
衛生条件の不良	採光、換気不良								
	法令等	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの	法令による基準よりばるかに低いもの	法令による基準よりばるかに低いもの	法令による基準より相当地低いもの	法令による基準以下であるもの	法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
加算点(法務総合庁舎計画等)							10		
主要素							108		
従要素									

4 事業計画の合理性

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	下記のいずれかに当てはまる。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。
	・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。
	・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数				評価点
		1.1	1	0.9	0.8	
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの		建設までの用地取得計画が不明確	0.5
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり		整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シブツクコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能	都市計画等と整合しない	1.0
規模	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	1.0
	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している		規模と業務内容等との関連が不明確	1.0
構造	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある		1.0
	単独行舎、総合庁舎としての整備条件		単独行舎としての整備が適当		総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
	単独行舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている		総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	総合庁舎の場合		標準的な構造として計画されている	適切な構造、機能として計画される	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)						133

6 事業計画の効果（B2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みが計画されている
		B	充実した取組みが計画されている
		C	一般的な取組みが計画されている

参 考 资 料

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

法務省大臣官房施設課

目次

1	政策評価とは	1
2	法務省における政策評価	2
3	法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価)	3
4	事業評価システムの流れ	4
5	法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6	事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1)	事前評価システム	6
(2)	再評価システム	12
(3)	事後評価システム	12

1 政策評価とは (政策評価に関する標準的 ガイドラインから)

平成13年5月17日省議決定

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

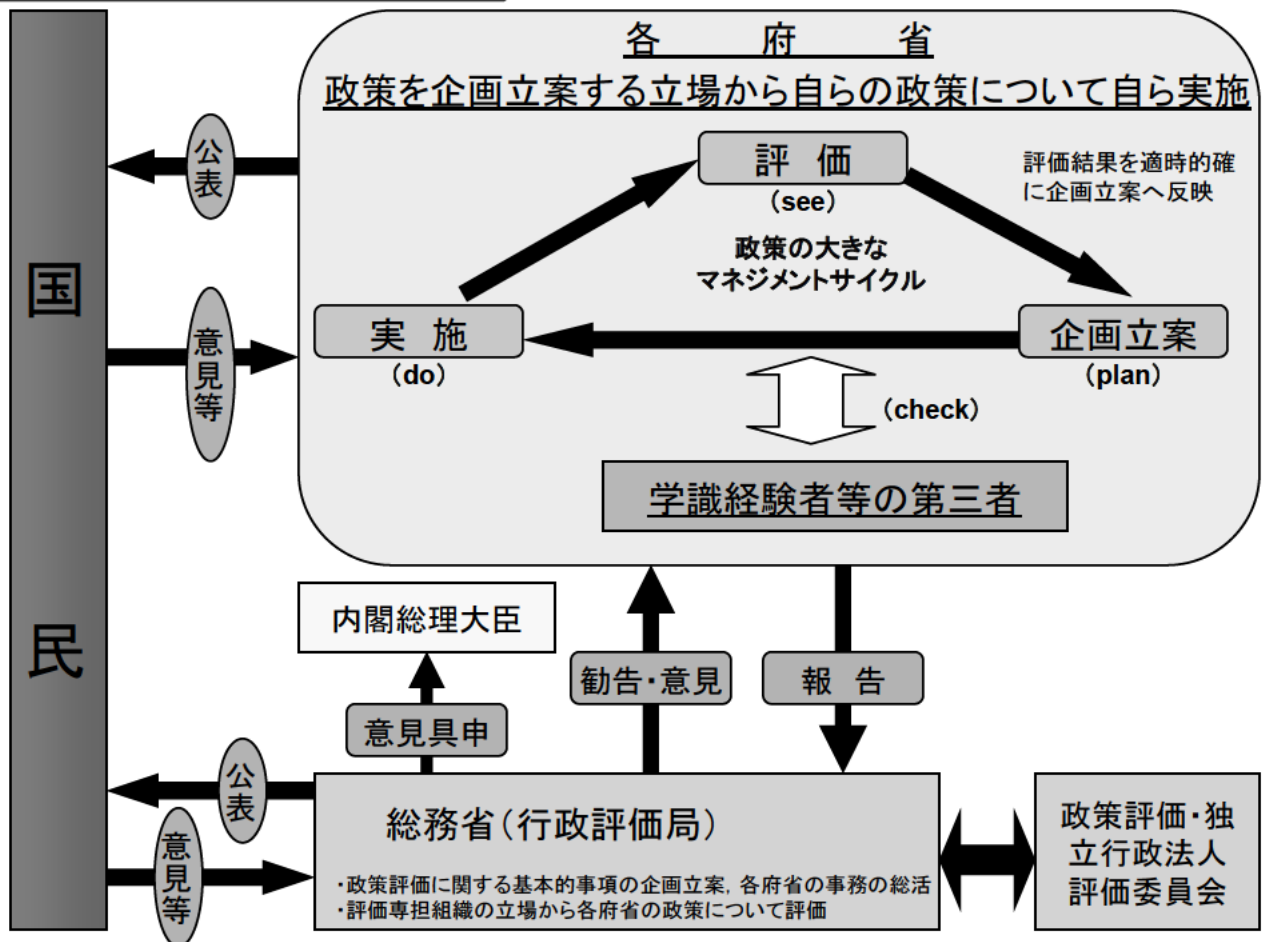
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

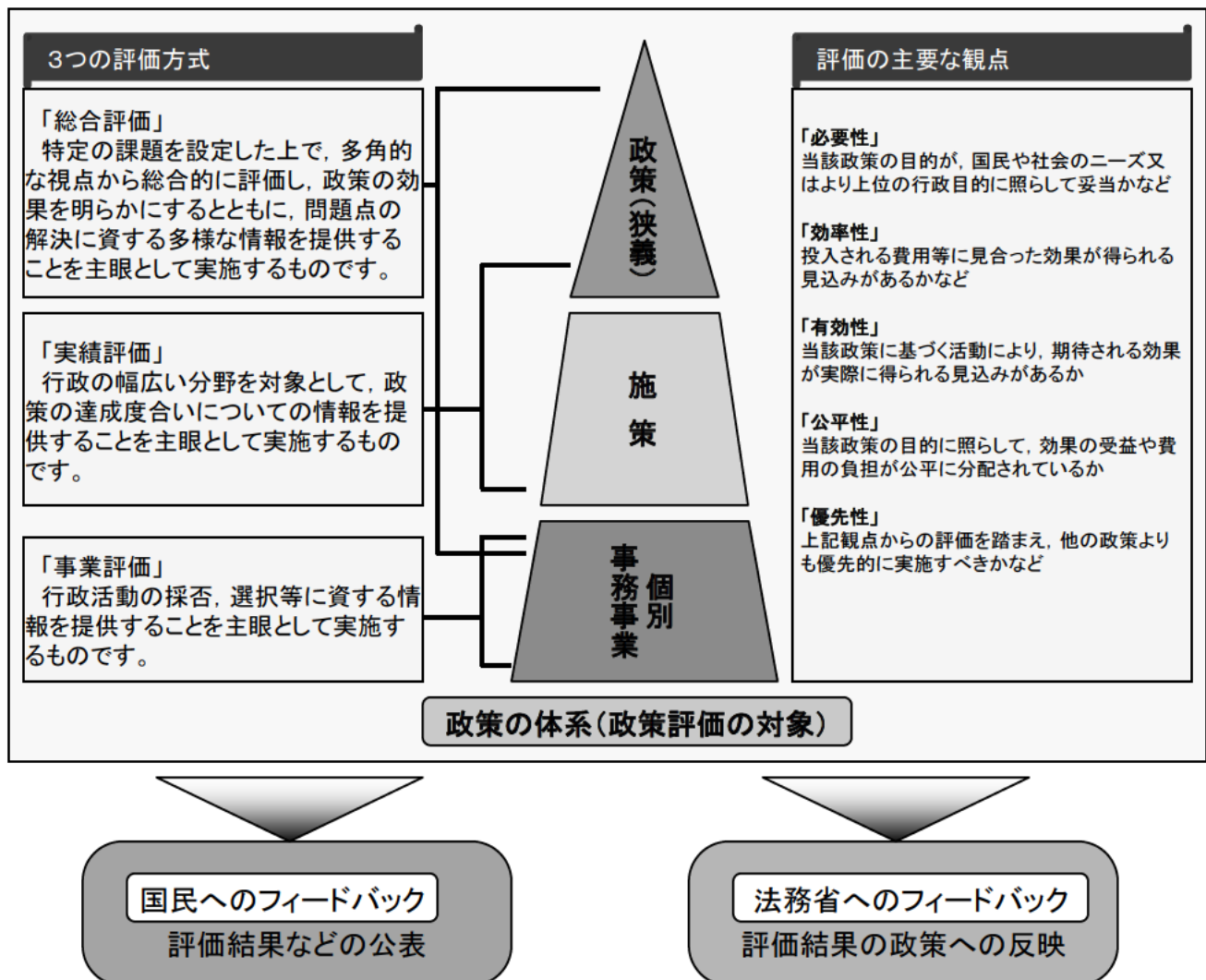
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

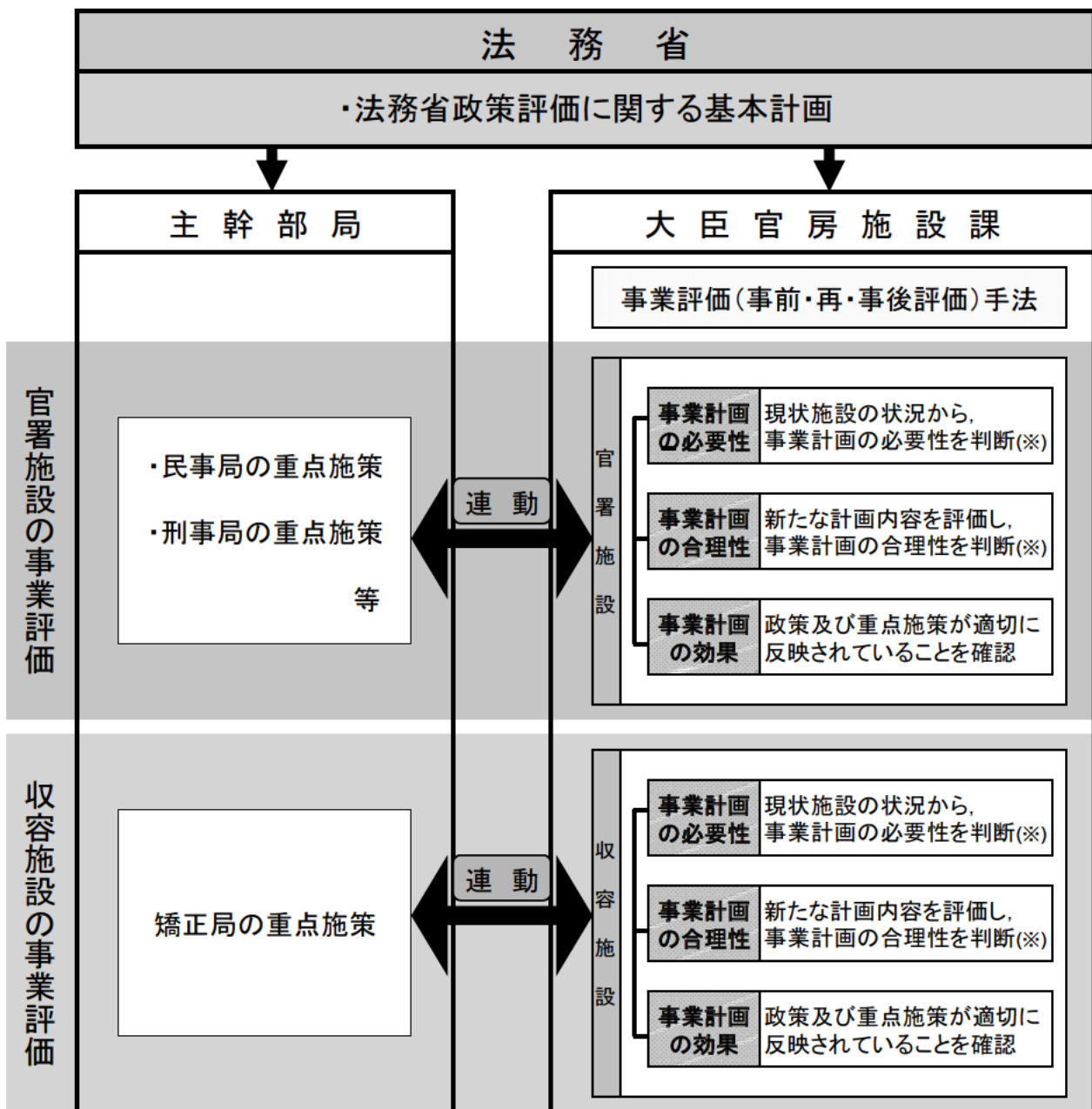
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。（「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）（「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

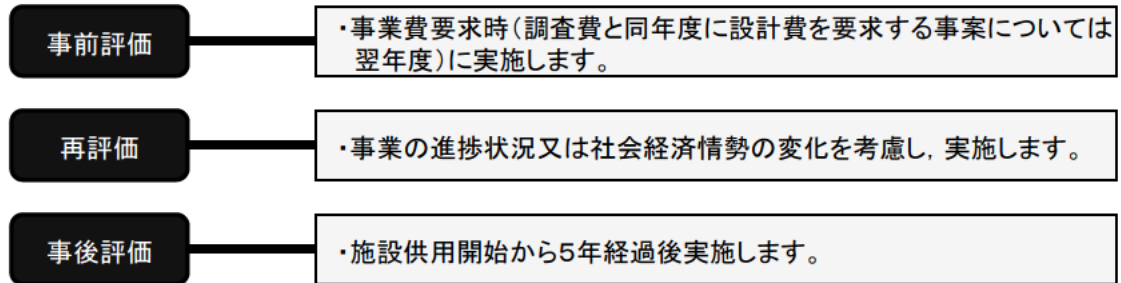


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

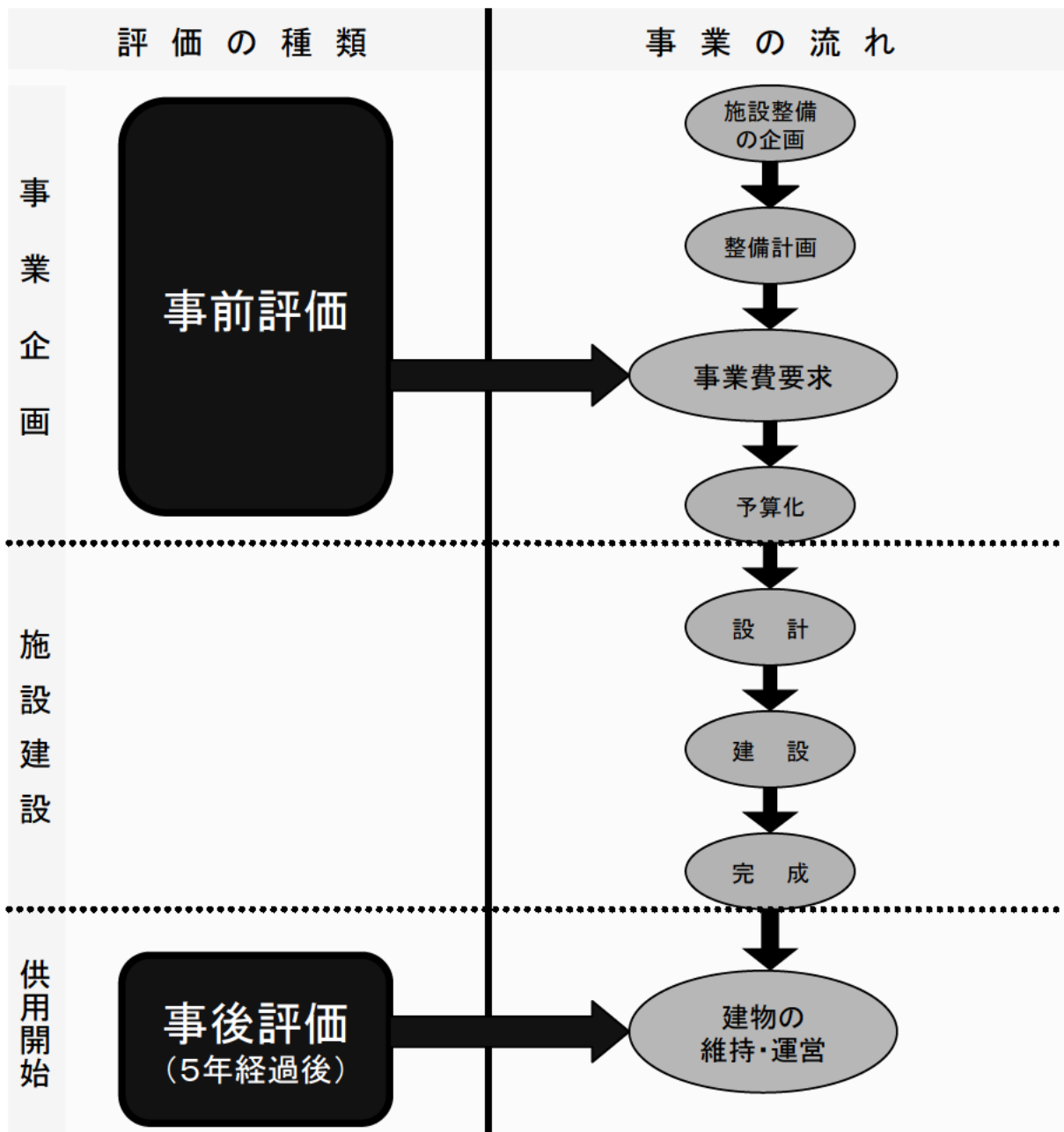
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

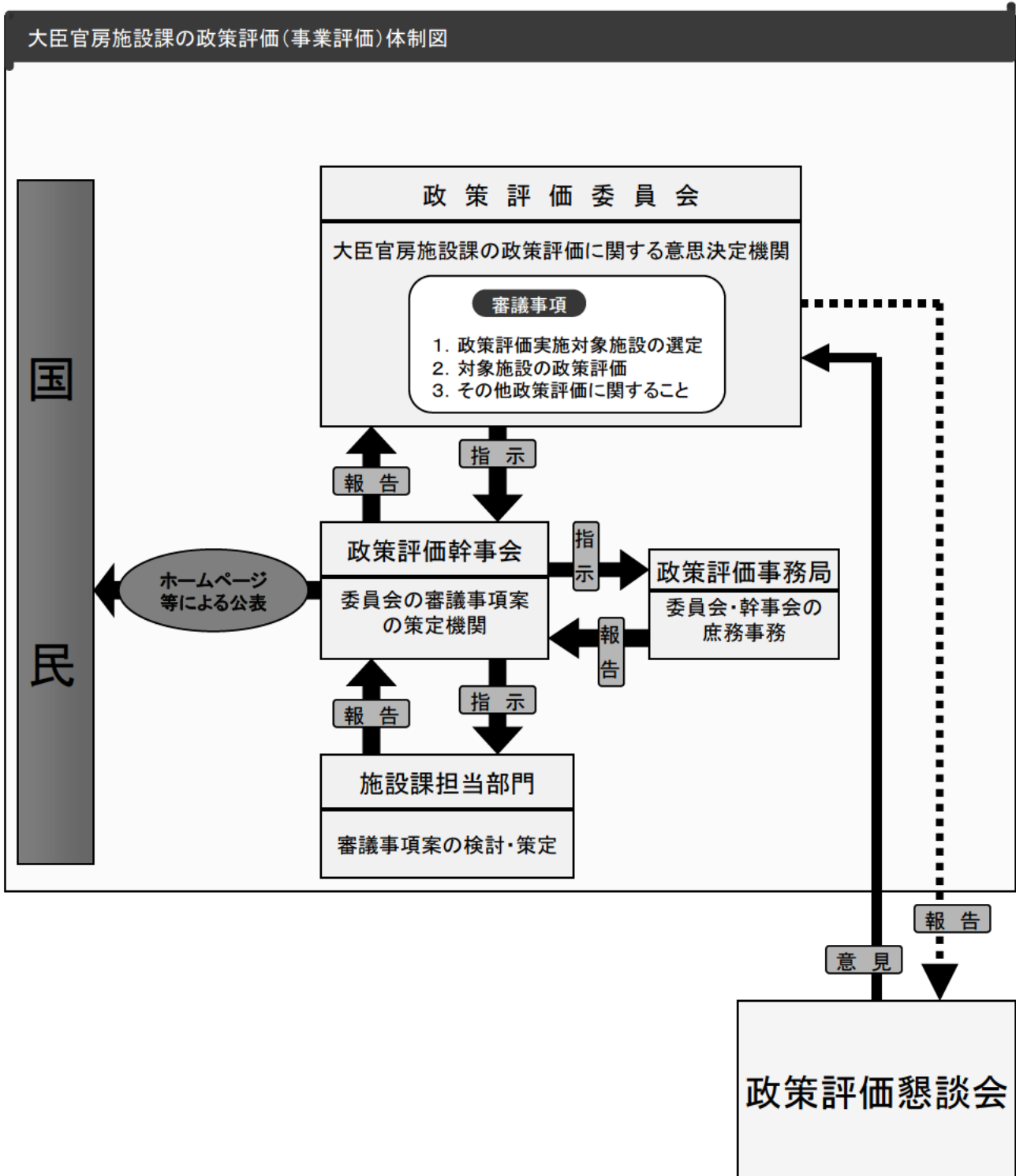


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します（同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。）。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画（一団地の官公庁施設計画を含む）に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル（100点）以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率：現状施設の延床面積(m²)／新営施設の延床面積(m²)

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない 安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況进行评估し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている			規模と業務内容等との関連が不明確	規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている			駐車場の確保に支障がある	
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
	総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造、機能として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	人権	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組みがなされている
		B	充実した取組みがなされている
		C	一般的な取組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL: 03-3580-4111(代表) Fax: 03-5511-7203
URL: <http://www.moj.go.jp>